

株式分割に関する基準日設定公告

平成 26 年 1 月 31 日

株主各位

東京都港区北青山一丁目 2 番 3 号
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド
代表取締役社長 寺田 和正

当社は、平成 26 年 1 月 20 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）付をもって、普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 26 年 2 月 28 日と定めましたので公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）付をもって、当社定款第 5 条を変更し、発行可能株式総数を 133,056,000 株増加して 134,400,000 株といたします。

以上

お知らせならびにご注意

- 株式の分割の実施と同時に、平成 26 年 3 月 1 日（土曜日）をもって、100 株を 1 単位とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 26 年 2 月 26 日（水曜日）付をもって、東京証券取引所における売買単位は 1 株から 100 株に変更となります。
- 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 26 年 4 月中旬にお届け住所にお送りする予定でございます。
- 平成 26 年 3 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申出ください。

特別口座管理機関
連絡先

みずほ信託銀行株式会社
〒168-8507

東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話：0120-288-324（フリーダイヤル）